

発生概要

紀の川市

発生(採卵鶏:12万羽)

H23. 2. 15

家きん卵出荷監視検査実施

H23. 2. 16

発生状況検査実施

防疫措置完了

H23. 2. 20

清浄性確認検査の実施

H23. 3. 1

終息宣言

H23. 3. 14

H23. 3. 16

H23. 3. 29

五條市

H23. 2. 28 発生(採卵鶏:10万羽)

H23. 3. 2 家きん卵出荷監視検査実施

発生状況検査実施

H23. 3. 7

防疫措置完了

清浄性確認検査の実施

終息宣言

紀の川市の移動制限区域



橋本市の移動制限区域



移動制限対象農場

	1例目(紀の川市)	2例目(五條市)	計
期間	2/15~3/14	2/28~3/29	
採卵鶏	5	10	15
肉用鶏	2	1	3
アイガモ	1	0	1
キジ	1	0	1
地鶏	1	0	1
GPセンター	1	1	2
	10農場1施設	11農場1施設	

例外措置の適用

1例目（紀の川市）

2例目（五條市）

採卵鶏農場 5/5 直販による卵出荷

7/10 直販による卵の出荷

5/10 組合GPセンターへ卵出荷

5/10 組合GPセンターで卵保管

1/10 県外鶏卵販売施設へ液卵出荷

1/10 県外GPセンターへ卵出荷

1/10 県内食鳥処理場へ廃採卵鶏出荷

1/10 県内廃棄物処理施設へ廃棄卵出荷

肉用鶏農場 0/2

1/1 県外食鳥処理場へ食鳥出荷

アイガモ農場 0/1

キジ農場 0/1

地鶏農場 0/1

GPセンター 1/1 施設の再開

1/1 施設の再開

1/1 県内焼却処理施設へ廃棄卵出荷

例外措置の適用施設数/移動制限施設数

例外措置の対応の流れ

(1)前提条件 : 家きん卵出荷監視検査 …… 陰性
発生状況検査 …… 陰性

(2)家畜保健衛生所へ協議申請書の提出

農場、搬送経路、消毒ポイント、目的地を明示した地図

(3)飼養鶏の異常の有無の確認(管轄家保)

(4)搬送先の立入検査

県内の場合 …… 確認事項に基づく立入検査

県外の場合 …… 管轄自治体と受入条件の協議

(5)動物衛生課と例外措置の適用協議

(6)例外措置を認める指示書の発行(管轄家保)

(別紙様式4 表面)

家きん及び家きん卵移動(出荷)指示書

平成 年 月 日

家畜防疫員 所属

氏名

印

次のとおり移動を指示します。なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守願います。

種類	移動事由	梱包・数量	所有者又は管理者の住所氏名	移動許可願人の住所氏名

1. 移動年月日：平成 年 月 日
2. 経路：農場 ~ ○○○○ ~ ○○○G Pセンター
3. 通過すべき消毒ポイント ○○消毒ポイント
4. 移動先に関する事項
施設の住所及び名称：

到着確認書

○○家畜保健衛生所長 様

平成 年 月 日

住所：

氏名：

印

以下の者が所有する家きん又は家きん卵について、確実に移動(出荷)されたことを確認しました。

1. 家きん又は家きん卵の所有者の住所及び氏名
2. 移動(受入)先の住所及び名称
3. 移動(受入)先での処理(予定)年月日

家きん卵移動（出荷）指示書

紀北家衛第 号

平成 年 月 日

様

家畜防疫員 所属 紀北家畜保健衛生所

氏名 紀北家畜保健衛生所長

下記の農場について、家きん卵の移動を指示します。

なお、家きん卵の移動にあたっては、裏面の各留意事項について遵守願います。

記

移動理由		<input checked="" type="checkbox"/> 出荷 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者	住 所	
	氏 名	
許可農場	住 所	
	氏 名	
	施設名	
移動先 施設	名 称	自家G P
	住 所	
移動月費		
経路	経路 1	
	経路 2	
備 考		

食鳥処理場の確認事項

確認事項	備 考
1 車両（家きん運搬、製品運搬等に使用する車両を含む。以下同じ。）及び作業従事者（関係者を含む。以下同じ。）は、入場前及び出場後、他の家きん飼養場所を含む関連施設には立ち入らないこと。	<input type="checkbox"/> 運搬ルート等の確認
2 車両は、制限区域の境界等に設けられた消毒ポイントで消毒すること。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認
3 車両は入出場時、消毒すること。	<input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
4 作業従事者が作業場（家きん又は製品を取り扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
5 作業場は、施設の他の場所と明確に区別され、害虫、野鳥等の侵入を防止する構造となり、又は防止する措置を講じていること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
6 害虫が発生しないよう、作業場の内外を定期的に清掃すること。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認
7 移動制限区域外の家きん、出荷カゴ等の輸送に当たっては、羽毛などの飛散を防止するためシート等で遮断した車両を使用すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
8 使用後の出荷カゴ等は消毒し、害虫、野鳥等と接触しないような場所で保管すること。	<input type="checkbox"/> 消毒設備の現場 <input type="checkbox"/> 現場確認
9 移動制限区域外から家きんを搬入する前に、作業場の消毒・清掃を行うこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
10 1から9までを含め、当該施設の特性に応じた衛生管理マニュアル等が定められていること。	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアル等の確認 <input type="checkbox"/> 当該施設の平面図、家きんの搬入から製品出荷までのフロー図の確認
11 10の衛生管理マニュアル等に基づく措置について、定期的に記録していること。	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認

※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

食鳥処理場名：

平成 年 月 日

紀北家畜保健衛生所
家畜防疫員

家きん卵の出荷

直売出荷

- ・ 購買者の汚染防止
- ・ 作業者の区分
- ・ 車両の消毒



組合GPセンター

- ・ 衛生管理体制の確認
- ・ 原卵の保管



採卵鶏農場

管轄自治体と
搬送条件の協議

県外鶏卵販売業者

- ・ 液卵の出荷

県外GPセンター

- ・ 製品卵の出荷

廃棄卵の焼却処理

組合GPセンター

交差汚染の防止

- ・施設のライン確認
- ・コンテナ車搬送

採卵鶏農場

県内廃棄物処理施設

県内焼却処理施設



生きた家きんの出荷

採卵鶏農場

肉用鶏農場



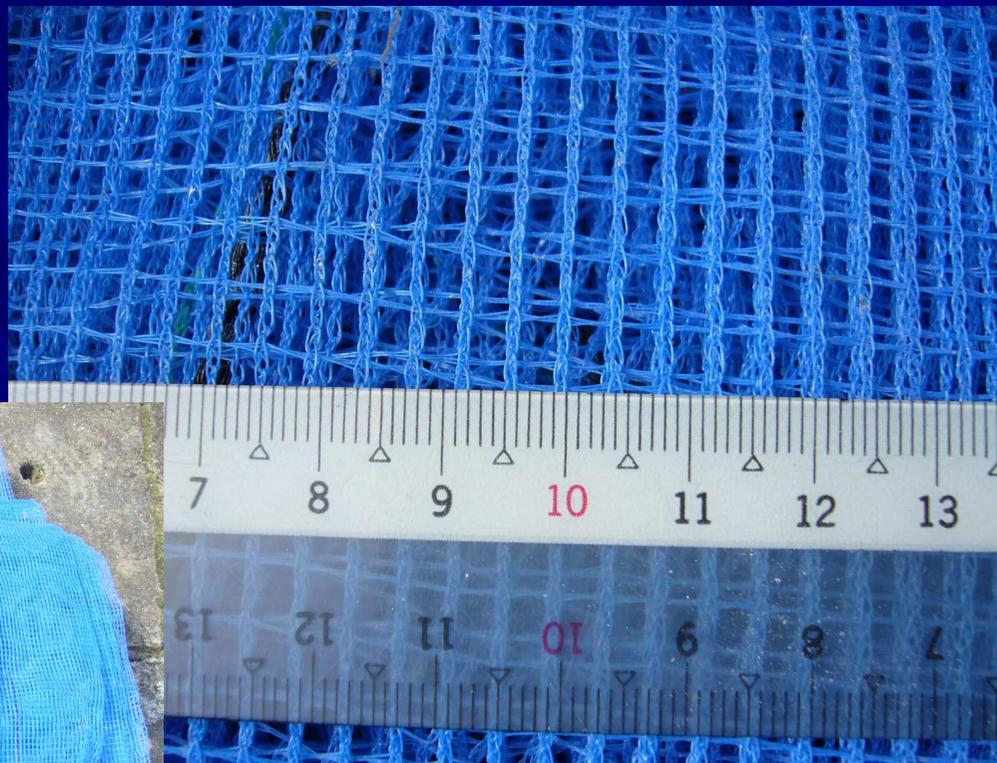
県内食鳥処理場

県外食鳥処理場

- ・搬送経路の確認
- ・交差汚染の防止

- ・管轄自治体と搬送条件の協議
- ・家畜防疫員が受入確認

捕鳥カゴを覆った鶏の羽毛飛散防止用ネット



網目の大きさ : 2 × 4 mm

例外措置の適用による畜産物の移動

- 組合GPセンターで卵保管 512460 個 (30.7 t)
- 組合GPセンターへ卵出荷 2538983 個 (152.3 t)

(GPセンター再開から搬出制限解除まで)

- 県外施設へ液卵出荷 9321 個 (0.6 t)
- 県外GPセンターへ卵出荷 11880 個 (0.7 t)
- 県内廃棄物処理施設へ廃棄卵出荷 12000 個 (0.7 t)
- 県内焼却処理施設へ廃棄卵出荷 138600 個 (8.3 t)

-
- 県内食鳥処理施設へ廃鶏出荷 215 羽
 - 県外食鳥処理施設へ肉用鶏出荷 3800 羽
-

例外措置の適用のために

大規模
採卵鶏農場



原卵保管場所の早期確保

小規模
採卵鶏農場



原卵と製品卵の交差汚染の防止
鶏舎内と自家GP内の作業者の区分

肉用鶏農場



移動制限区域設定時に位置の確認
鶏飼養日齢と羽数の確認
